



保健だより

銚田第一高等学校・附属中学校 保健室

令和5年4月6日（木）

保健室専用メール hokenshitsu@hokota1-h.ibk.ed.jp

新年度を迎えましたので生徒、保護者の皆様に保健安全面でのお知らせをいたします。

保健室について

- ① 保健室では学校内で発生したケガや病気についての応急処置をおこないます。家庭で発生したケガや持病についての手当はできませんが、何か心配なことがありましたら事前にご相談ください。
- ② 保健室では飲み薬は用意しておりません。必要な常備薬等があれば各自で持ってくるようお願いいたします。
- ③ 学校で具合が悪くなり、授業が出来ない状態であれば、保健室にて休養させます。（原則として1時間程度）休養しても状態が良くならないときには保護者の方に学校まで迎えに来ていただくこともあります。
- ④ 学校でケガをして、医療機関への受診が必要と思われた場合には、応急手当を行った上で、保護者の方に医療機関へ連れて行っていただくことになります。緊急と思われる場合は学校からタクシー等を使って医療機関へ引率する場合がありますのでご了承ください。

日本スポーツ振興センターの加入について

日本スポーツ振興センターは同意書の提出をもって加入となります。掛金の保護者負担分（高校1，920円、中学460円）は、各年次の諸経費として集めさせていただきますのでご了承ください。

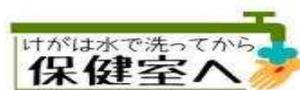
学校内や登下校中にケガをして、医療費が5,000円以上（自己負担が1,500円以上）かかった場合、支払ったお金が後から戻ってくるように手続きをしますので、担任か部活動顧問に報告してください。 <裏面に申請についての注意事項があります>

保健関係担当者について

- * 高校の保健主事は保健体育科の下河邊昭二です。陸上競技部の顧問です。
- * 高校の養護教諭は飯塚智恵子です。
- * 中学の養護教諭は島田久美です。中学の保健主事も兼任しています。
- ～昨年度より中学の養護教諭が配置され二人体制で保健室を運営しています～
- * 学校医は銚田病院の横田廣夫先生と、きしろクリニックの木城智先生です。
- * 学校歯科医は高柳歯科医院の高柳辰美先生と大貫歯科医院の大貫英敏先生です。
- * 学校薬剤師は土子薬局の土子明良先生です。

どうぞよろしくお願いたします！！

4月の学校行事について



- ・ 4 / 6 (木) 始業式、大掃除、生徒会役員任命式
- ・ 4 / 7 (金) 入学式
- ・ 4 / 10 (月) 実力考査 (高校2, 3年次)、対面式、新入生歓迎会
- ・ 4 / 11 (火) 実力考査 (高校3年次)、部活動紹介、面談週間～14 (金) まで
- ・ 4 / 17 (月) 各種委員会、リーダー研修会、自転車点検週間～21 (金) まで
- ・ 4 / 18 (火) 個人写真撮影、学力・学習状況調査 (中学3年)
- ・ 4 / 25 (火) 身体測定・体力テスト (4 / 26 予備日)

健康診断の日程について

今年度の健康診断の予定は以下のとおりです。(未定のものもあります)

- ①身体測定→4 / 25 (火) (全年次・全学年) 予備日4 / 26 (水)
 - ②聴力検査→身体測定日 (中1・中3・高1・高3のみ)
 - ③内科検診→5 / 16 (火) 高校2年次、5 / 30 (火) 高校1年次と中学全学年、6 / 6 (火) 高校3年次
 - ④歯科検診→高校5 / 10 (水) 午前中、中学5 / 11 (木) 午前中
 - ⑤心電図検査→今のところ未定です。(中1・高1のみ)
 - ⑥胸部X線検査→今のところ未定です。(高1のみ)
 - ⑦尿検査→今のところ未定です。(全年次・全学年)
- ※ 次回の保健だよりにて詳しい日程をお知らせしますので、未実施のないようご協力ください。



マスクの着用について



令和5年2月10日に厚生労働省から「マスク着用の考え方
の見直し等について (令和5年3月13日以降の取扱い)」が
発出され、マスク着用を推奨する場面などが示されました。
本校においてもマスクの着用は個人の判断を基本としていま
す。**場面に応じた適切なマスクの着脱**をお願いいたします。

【具体例】 ・屋外でのマスク着用は原則不要

- ・屋内で会話がほとんど無い場合は不要
- ・距離が保てず会話をする場合は着用

出席停止関係について

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、政府は2023年5月8日
に、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針です。それに伴い、学
校でも出席停止の取り扱いが変更になりますので改めてご連絡いたします。5 / 8ま
では、感染した場合や濃厚接触の場合、発熱等普段と異なる症状がみられる場合は従
来通り出席停止となります。手洗いや換気等の感染症予防を継続してください。

出席停止について

学校における感染症の拡大を防止するために下記のような「出席停止期間」が決められています。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、	治ゆするまで
	マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がβ-コロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、 中東呼吸器症候群 (病原体がβ-コロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る) 及び特定鳥インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症 (5/8より変更予定)	
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱したあと3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹がかさふたになるまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退したあと2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など)	病状により、学校医その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるまで。

※ 「第3種 その他の感染症」は、通常は学校感染症に指定しないが、流行の状況などによっては出席停止等の流行阻止の措置が必要となるもの。

出席停止から登校までの流れ

- ①医療機関を受診し、学校感染症 (上記参照) と診断された。
*治ゆしたことが判断できる健康状態等について医師の指導を受けてください。
- ②学校へ連絡してください。(0291-33-2161)
- ③完全に治ゆするまでゆっくり療養してください。
- ④登校後、学校所定の「**受診報告書**」を担任から受け取ってください。
- ⑤「**受診報告書**」に記入し担任へ提出してください。
(**診療費明細書等のコピー**を忘れずに添付してください。)



スポーツ振興センターについて

災害発生から給付金を受け取るまでのながれ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場で書くことができない場合もありますことをご了承ください。

<公費負担医療制度（マル福）の取り扱いについては以下のとおりです>

- 公費負担医療制度（マル福）に関する市町村の条例は、県の「医療福祉費支給に関する条例準則（昭和48年4月1日施行、平成31年3月21日一部改正）」に基づいております。その中において、特に「他法優先の原則」により、災害共済給付制度等、他の保険により医療費が支給される場合は、**公費負担医療制度（マル福）よりもその保険を優先するという基本原則**が規定されています。
- これは、子供医療費助成やひとり親家庭等医療費助成などは、自治体独自の医療福祉制度であり、自治体の公的財源等から支出されているため、医療福祉制度の最後の手段として利用していくことが求められているからです。
- 学校管理下の災害において、初めから日本スポーツ振興センター災害給付制度を利用しても、公費負担医療制度（マル福）を利用後、日本スポーツ振興センター災害給付制度を利用しても、**保護者が受け取る給付金額は同じ**です。（違いは、手続きに基づき、支払った医療費が給付されるまでにかかる時間）
- 日本スポーツ振興センター災害給付においては、**診療報酬請求点数500点未満は、給付請求することができない**ため、マル福を利用することが考えられます。